

公共性を問い直す

ー民主主義とコンセンサスの危機についてー

第2回 公共性とコンセンサスの概念分析

講師：小谷英生（群馬大学准教授）

目次

第1回 なぜ公共性が重要なのか

第2回 公共性とコモンセンスの概念整理

第3回 カントの公共性を解釈する

第4回 公共圏の拡大浸透－アーレントを手掛かりに

公共性概念の意味

「公共性」という言葉は多義的であり、きちんと理解するためには細かい腑分け作業を必要とします。

とはいえ、ここでは大まかな用法についてまず見ていきたいと思います。

公共性概念の意味

とくに日本語の「公共性」はドイツ語のÖffentlichkeitの訳語として用いられることが多く、そのためいわゆる政治学・社会学分野では

- ・ **政治的正統性を担保するための「公開性」**
- ・ **公衆がアクターとして社会問題について自由に議論をしたり、活動するような「公共圏」**

を意味することが多いように見受けられます。

前回お話したのもこの二つでしたね。

公共性概念の意味

政治的な「公開性」は〈政治的決定プロセスは公開され、公衆の吟味・批判を経る必要がある〉という意味です。

これは「秘密政治」に対するアンチテーゼとして出てきた概念です。

* 参考：大竹弘二『公開性の根源』

公共性概念の意味

後者の「公共圏」については、日暮雅夫による『社会思想史辞典』の説明が簡潔にまとまっています（①・②と太字は引用者による）

公共圏 [独] Öffentlichkeit [英] public sphere [仏] sphère publique

①**公共圏**とは、**自立した市民たちが公衆として集合し、社会問題について討議を交わし共同の見解に至り、政治的主張を行い、政治的に働きかける社会的空間**である。

②戦後日本において、**公共は「公共の利益」や「公共事業」などにみられるように、私的ではなく国家や自治体の管理下にあるものを意味していた**。しかし、20世紀末になってNPO法の成立にみられるように、市民ネットワークも活発になる中で、**公共圏が、普遍的課題にかかわるが、国家ではなく市民の側から形成されたものという理解が広がった**。

（日暮、2019、672頁）

公共性概念の意味

「共同の見解に至り」というところが強すぎる気もしますが、
①は社会問題に関する講演会や勉強会、テレビ・Web番組での討論会、デモ行進や各種のアクションをイメージしていただけるとわかりやすいかもしれません。

②は歴史的経緯として説明されていますが、現在でも「公共性」には国家・自治体をアクターとする場合と、国家ではなく市民をアクターとする場合があります（後者をとくに「市民社会」と呼ぶこともあります）。引用文でも触れられているように、NPOなどがその典型です。

公共性概念の意味

ということで、まず政治学・社会学的な意味としては、「公共性」は

- ・政治決定プロセスにおける「公開性」
- ・市民によって（公開の）討議・主張・アクションがなされる社会的空間
- ・国家・自治体の管理下にあるもの
- ・市民をアクターとした社会問題解決のための活動領域

を意味するわけです。

道徳的には、先週お話ししたコンプライアンスという意味もあります。

公共性概念の意味

政治学・社会学的な意味、と言ったように、「公共性」には別の意味もあります。まず、

- ・ **社会一般の利害**

です。これは「公共性が高い」という言葉で示されることが多く、哲学的には「公共善（common good）」というかたちで議論されます。

また、「公共の場」「公衆の面前」という言葉で示されるように、

- ・ **開かれており誰もでもアクセス可能であるような空間**

という意味もあります。

公共性概念の意味

ということで、無理やり違う日本語を使ってもう一度まとめると、さしあたり「公共性」には7つの意味があります。

- ① **公開性**：政治的プロセスにおける秘密の禁止
- ② **公共圏**：市民による開かれた政治的討論・アクションの場
- ③ **コンプライアンス**：公共圏における言動のルール
- ④ **公共事業**：国家・自治体によって管理・実施される事柄
- ⑤ **市民的ネットワーク**：市民によって行われる社会問題解決のための諸活動の場
- ⑥ **公共善**：社会一般において価値のあるもの
- ⑦ **公共空間**：誰にでもアクセス可能な開かれた場

公共性概念の意味

②公共圏と⑦公共空間の違いが分かりにくいかもしれませんが、例えば駅前広場は⑦ですが、②ではありません。

②として用いることもできますが（例えば街頭演説をする場合）、そのときには許可が必要です。

また、基本的にこれら6つは互いに排他的ではありません。私たちが「公共性」について語るときには、たいてい複数の意味を念頭においているからです。

例えばある政策に関して①公開性を通じて決定するためには、その政策が④公共事業として相応しいか、⑥「公共善」に適っているのか、といったことを②「公共圏」で議論する必要があります。したがって政治決定が形式的には公開性に則っていたとしても、公共性が確保されたことにはなりません。

公共性とコモンセンス

モラルとしての公共性と密接に関連する概念が、**コモンセンス**です。

コモンセンスは**常識・良識**を意味しますが、公共の場で相応しい言動というものは、まさに**常識的振る舞い**だからです。

公共性とコモンセンス

コモンセンス、ラテン語のセンスス・コムニスの歴史についてはいまは触れませんが、ヨーロッパでは18世紀、封建社会から市民社会への転換期に大きく取り上げられました。シャフツベリーの有名な論文「センスス・コムニス」から引用しましょう。

「ローマ人たちはギリシャ語から派生した詩人のコモン・センス〔という概念〕に**公共の福祉の感覚、共通の利益の感覚**という意味を与えた。同種の概念には、共同体または社会への愛、自然的愛情、人間性、親切さ、**人類に共通の権利に対する正しい感覚から生じた類の礼儀正しさ**、自然的平等などが存在する。」

(Shaftesbury, 1714 [1711], p. 104.)

公共性とコモンセンス

つまり、

- ・コモンセンスは、文字通り人々が共通に持つ感覚だが、シャフツベリーのいうように人々に共通の福祉（利益）の感覚でもある。
- ・コモンセンスが常識・良識である上、「常識的に考えてアウト」な言動こそが公共性にもとる言動、コンプライアンス違反となる。



公共性とコンセンサス

そしてこのことが、「コンプライアンスって何だよ？」という不満が出てくる要因の一つ。

「何って言われても、…そんなの常識だよ」では答えになっていないからです。

* コンプライアンスとは元々「法令遵守」でしたが、みなさんご承知の通り、法令を超えたモラルが求められています。

公共性とコモンセンス

コモンセンスとは何かという話も始めるとキリがないのですが、基本的には**直観的な判断能力**を意味します。

例えば私たちは「人を殺してはならない」ということを直感的に（＝とくに理由を考えることなく）正しいとみなしています。
しかも、「みんなもそう考えているはずだし、思うべきだ」と考えます。

公共性とコモンセンス

- ・「みんなもそう考えている・そうするはずだ」→**普遍妥当性の想定**
- ・「みんなもそう考えている・そうするべきだ」→**普遍妥当性の要求**

どちらも、とくに理由やエビデンスもなくそう考えている場合には、良くも悪くも**先入観・思い込み**ですが、経験的裏付けがある場合には**暗黙知**とも呼ばれます。

また、個別判断の時点ではわざわざ思い出さないけれども、合理的な理由がある、というケースもあります。この場合、**コモンセンスは正当化されている**と言えます。

公共性とコモンセンス

先週も話題に挙げた森元オリンピック組織委員長の発言に対し、「かつてなら許された」「あの世代の人間に特徴的だ」という意見が出るのも、それが悪意のある発言というよりも、古い常識に囚われたものだったからでしょう。しかし「国際感覚からかけ離れている」という非難の声が上がったように、まさに現代のコモンセンス、グローバル・スタンダードからすれば常識外れであったわけです。

これも先週お話ししましたが、あの発言は差別を含んでおり（差別する意図はなかったとしても、その話法において）、公共性のモラルからすれば受け入れられるものではありません。つまり、その常識は道徳的には正当化されないのです。

公共性とコモンセンス

- ・ 常識は社会の変化によって変わってくるが、**よりよい社会を作るためには道徳的正当化が必要**。反差別規範はそのもっとも重要な根拠。

- ・ 反差別規範が国際的な常識になりつつあるのは、グローバル化し、多様化した現代社会の中で、社会参加者を正当に扱うために他ならない。人種、出自、ジェンダー、セクシャリティ、容姿などに関する反差別コモンセンスは、正当化されたコモンセンスである。

公共性とコンセンサス

現代のコンセンサスを考えるうえで、資本主義の権力作用を無視することはできませんが、いまは扱いません。
さしあたりここで強調したいのは、公共性のモラル、とりわけ反差別規範は重要なコンセンサスになりつつある、ということです。

多くのブランド・アパレルの広告が差別を理由に撤回・謝罪を余儀なくされています。少し前にユニクロの社長が、ウイグル自治区産の綿を使用しているかを尋ねられ、ノーコメントと返答し、大きな問題になりました。株価も暴落しましたね。

差別的な言動は、道徳的悪であるのはもちろんですが、**常識外れ**という点で、発信者の地位・価値を著しく落とします。**常識のない人間・企業とみなされること**が、社会活動上大きな損失であることは、改めて指摘するまでもないと思います。

本日のまとめ

- ・公共性概念は多義的である。この連続講義では、公共性のモラル、当世風に言えばコンプライアンスに焦点を当てた。
- ・コンプライアンスは、グローバル化し多様化した現代社会の新しいコモンセンスに基づいている。それゆえコンプライアンス遵守は常識となりつつある。
- ・反差別規範は正当化されたコモンセンスであり、これに反する文化的・旧世代的コモンセンスに優越する。

参考文献

- ・ 社会思想史学会編、『社会思想史辞典』、丸善出版、2018。
- ・ 青木裕子・大谷弘編著、『「常識」によって新たな世界は切り拓けるか コモン・センスの哲学と思想史』、晃洋書房、2020。